

活かしてナンボの会計

新型コロナウイルス感染拡大と資金繰り

■ 税理士法人 袖野会計

・代表社員 公認会計士・税理士 袖野守康
 ・社員 公認会計士・税理士 北爪功一

税理士法人袖野会計は、中堅・中小企業の税務会計業務のほか、経営改善、組織再編、事業承継、資金調達、会計システム導入、企業価値評価、事業再生などの支援業務を多数手掛ける。税務会計の処理代行だけでなく、企業に求められる財務戦略や経営企画の立案及び実行支援も行っている。株式会社の社外取締役・監査役、公益法人の監事等にも在任。(〒320-0806 宇都宮市中央1丁目9番11号 大銀杏ビル2階 TEL.028-651-3460 (代表) FAX.028-651-3461 URL : <http://www.sdncpa.or.jp> E-mail : soumu@sdncpa.or.jp)



1. 新型コロナウイルス感染拡大の社会的影響

新型コロナウイルスの感染が、中国からアジアのみならず欧米アフリカ諸国まで広がっており、現状では、いつ終息するかの見通しは立っていない。日本においても、毎日のように新たな感染者情報が公表され、マスクやアルコール消毒液のみならずトイレットペーパーやティッシュペーパーまで品薄の状態となっている。政府は、スポーツ・イベントの自粛やテレワークの実施、時差通勤の導入を呼びかけ、さらに、感染拡大を防ぐため、全国のすべての小中学校、高等学校、特別支援学校について臨時休校を求める異例の要請も行っている。

最初に感染が広まった中国からの観光客は、大幅に減少し、ホテル等の観光業界は大きな影響を受け、一時休業にとどまらず倒産に追い込まれるケースも発生している。

また、全世界の総生産の4分の1を占める中国において、感染拡大により、武漢のみならず様々な地域で、工場生産が停止に追い込まれ、物流網も大きな打撃を受けたことから、日本国内の生産に必要な部品の輸入に支障が生じる事態となっており、日産等の自動車メーカーも生産を一時停止せざるを得ない事態となっている。

今回の新型コロナウイルスは、インフルエンザと比べて致死率は低く、感染力は同程度と言われているものの、新型と呼ばれているように、未だ疫学的な解明はなされておらず、予防のためのワクチンや特效薬は、今のところないとされており、事態は長期化の様相を呈し始めている。このため、全世界的に不安心理が蔓延し、アメリカをはじめ、日本を含めたアジア、ヨーロッパ等において、株価は大幅に下落している。

日本においては、昨年秋の東日本台風による被害や消費増税により、本年度第3四半期のGDPは、6%以上減少しており、さらに、第4四半期で、記録的な暖冬が経済に悪影響を及ぼすことが懸念されていた。新型コロナウイルスの感染拡大は、日本経済の悪化に追い打ちをかける形となってきている。

今年の夏に開催が予定されている東京オリンピック・パラリンピックについて、その開催の行方が注目される事態となっており、感染拡大により、消費活動のみならず企業の生産活動も制約される事態となれば、日本の景気停滞は避けられないものと予想される。

2. 中堅中小企業の企業活動に与える悪影響

新型コロナウイルスの感染拡大は、すべての企業の経営環境に多大な影響を及ぼしており、残念ながら、企業経営が厳しさを増すことは避けられない。前述した観光業界において見られる中国人を主なターゲットとしていたインバウンド需要の激減による売上の減少だけでなく、日本人の消費マインドの悪化により、観光宿泊関連のみならず運輸、百貨店等まで、大幅に売上が減少することが予想されている。また、原材料や部品の調達に支障が生じたり、従業員から感染者が出た場合には、生産活動等の企業活動を停止せざるを得ない事態となることも想定される。

企業の自助努力として、検温の実施、手洗いやうがいの徹底等の従業員の健康管理に努め、発熱や咳等の症状のある従業員は出社させない措置を講じることは、テレワークによる在宅勤務が困難な場合には、最低限実施すべきである。

3. 不確実な事態が発生した場合の資金繰り対策

今回の新型コロナウイルスの感染拡大は、企業活動に大きな影響を及ぼすことは不可避であるものの、その影響がどの程度となるかは、その終息時期が定かでない現時点においては見積もることは困難である。

このように先の見通しが不透明な場合には、通常、月次支出額の3ヶ月分程度とされている運転資金を、2倍の6ヶ月分程度まで準備することが資金繰り安定化のために必要となる。そのためには、売上の減少等による資金不足額をシミュレーションの上算出し、新たに資金計画を策定しなければならない。

この資金計画に基づいて、取引金融機関に対して自社の現状と今後の見通しをその根拠とともに十分説明し、計画変更は感染拡大による一時的な悪化であることを理解してもらう必要がある。取引金融機関から十分な追加借入ができないと予想される場合には、信用保証協会の今回の感染拡大の特別保証枠である「セーフティネット保証5号」や日本政策金融公庫の特別貸付等の利用も検討すべきである。

2月28日付の日経新聞には、今回の新型コロナウイルスの感染拡大による取引先への対応は、「[検査マニュアル廃止後]の銀行の対応が初めて問われる局面になるかもしれない。」との金融庁幹部の話が掲載されている。各金融機関は、今回の混乱が収束したにもかかわらず、企業活動が回復しない事態に陥らないよう、たとえ一時的には引当金を積み増しすることになっても、取引先を支援する経営判断が社会的にも求められている。